



消 防 庁 第 2 1 号

平 成 2 4 年 2 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部
応 急 対 策 室 長



平成24年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

平素より緊急消防援助隊の運用及び計画的な増強に関しまして、ご理解並びにご尽力いただき厚くお礼を申し上げます。

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）については、それぞれの部隊の技術及び連携活動能力の向上を図るために、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき実施することとしており、消防庁としても、所要の経費を平成24年度予算において確保する予定であります。

つきましては、別紙「平成24年度地域ブロック合同訓練の実施上の推進事項」を参照のうえ、関係機関と連携した、より実戦的な訓練を実施するようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村及び消防本部に、この旨周知するようお願いいたします。

〔問い合わせ先〕

消防庁国民保護・防災部 応急対策室

（訓練全般）萱津、長濱、神尾

（航空関係）森田、大住、折出

電 話 03-5253-7527

F A X 03-5253-7537

E-Mail k kamio@soumu.go.jp

平成24年度 地域ブロック合同訓練の実施上の推進事項

1 訓練項目について

(1) 初動時における緊急消防援助隊要請訓練

迅速出動要綱を踏まえるとともに、市町村、都道府県及び消防庁の間で緊急消防援助隊の要請から受援に至るまでの一連の情報連絡訓練を実際に活用する通信機器を使用して実施すること。なお、その際は非常用電源の活用について配慮すること。

(2) 消防応援活動調整本部等設置・運営訓練

ア 複数の市町村が被災した場合を想定した消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）、指揮支援本部及びヘリベースの設置・運営並びに他機関とのヘリ運航に関する調整に係る図上訓練を実施すること。また、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含めた情報伝達訓練等についても考慮すること。

イ 調整本部運営訓練は、被災都道府県としての初動対応や緊急消防援助隊受援計画において実施すべき事項を中心として、自衛隊、DMA T等関係機関との調整などの図上訓練をプレイヤー、コントローラー及び評価者に分かれて、調整本部運営能力の向上に資する実戦的な訓練として実施すること。

ウ 調整本部は、災害対策本部に近接した、実際に発災した場合に設置される場所に立ち上げるとともに、発災時の人員で初動対応を行うなど実運用を想定すること。

エ 訓練に当たっては、災害時に実際に使用する電話・FAX・無線等の通信機器の使用や有線途絶時を想定する等、より実戦に即した訓練を実施すること。

オ 平成24年6月以降に更新配備となる緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報収集・伝達訓練を実施すること。

(3) 参集訓練

ア 迅速出動要綱を踏まえた部隊参集訓練を可能な範囲で実時間で行うこと。

イ 出動要請から現地到着時間までの時間短縮を図るため、より効果的な部隊編成及び参集方法を検討し、実施すること。

ウ 緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、他の都道府県隊の位置等を適宜確認しつつ、出動途上の状況等を消防庁に報告するとともに、受援側都道府県等との相互連絡体制の確認を実施すること。

(4) 野営訓練

- ア 都道府県隊毎に一体的で効率的な後方支援活動を念頭においた訓練を実施すること。
- イ 気象条件に対応できるように準備を整えるとともに受援側の負担軽減を考慮した自己完結型の野営訓練を実施すること。

(5) 部隊運用訓練

- ア 部隊運用訓練項目の決定については、必ずしも前例によることなく地域の実情に応じて訓練項目を設定すること。
- イ 訓練想定（出動先や要救助者の数・位置）を事前に明らかにしないブラインド型訓練の一層の推進、参集当日の訓練や夜間訓練の実施など、より実戦的に訓練を実施すること。
- ウ 複数の訓練を同時並行的に実施するなど必要な訓練時間の確保に努めること。
- エ 個別の訓練に参加する部隊を複数の都道府県隊で編成するなど異なる都道府県隊が連携して活動するように努めること。
- オ 大規模災害等により発生したNBC災害及び大規模危険物施設等における火災を想定した消防活動訓練を努めて実施すること。
- カ 重機を保有する民間団体等と連携した障害物除去訓練を実施するよう努めること。
- キ 津波や土砂崩れにより道路が寸断されるなど消防車両の被災地への進入が不可能な場合や道路啓開活動実施前を想定したヘリコプターによる直接的な部隊投入訓練の実施についても考慮すること。
- ク 消防防災ヘリコプターによる空中消火訓練を実施すること。当該訓練は市街地空中消火を想定したものとし、統制ヘリコプターの指揮の下、消火ヘリコプターが散水・給水を繰り返し行うものとするのが望ましい。また、自衛隊ヘリコプターとの連携訓練についても考慮すること。
- ケ 広域医療搬送訓練の実施に努めること。

(6) ヘリコプターを活用した情報収集伝達訓練

- ア ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、都道府県災害対策本部や調整本部などへの情報収集伝達訓練を行うこと。

なお、ヘリテレ映像については、機体実装のカメラによる映像のほか、機上装置に接続した携帯ビデオカメラによる映像についても配信すること。

- イ ヘリテレ映像は、地域衛星通信ネットワークにより消防庁に配信すること。

(7) 関係機関と連携した訓練

調整本部運営訓練や部隊運用訓練に当たっては、自衛隊・海上保安庁・警察等の防災関係機関や医療機関・DMATと連携した訓練の一層の促進に努めること。なお、自衛隊との連携訓練（航空機、艦船による部隊投入訓練、架橋及び道路啓開等）においては、事前に早い段階から自衛隊と綿密な調整を行ったうえで実施すること。

2 その他

- (1) 地域ブロック合同訓練の実実施計画作成にあたっては、消防庁応急対策室広域応援調整係と十分協議すること。
- (2) 各地域ブロックの構成団体のみに固執することなく、それ以外でも訓練開催地に応じて適当な団体からの参加について配慮すること。
- (3) 各訓練の実施においては、的確な対応を行えたかどうか訓練後に検証を行うこと。
- (4) 地域ブロック合同訓練の成果を踏まえて、適宜緊急消防援助隊受援計画及び応援等実施計画の見直しを行うこと。まだ策定していない団体にあつては、早急に策定すること。
- (5) ブロック訓練中における実災害への体制を確保するため、ブロック内において2機程度の航空部隊を残留のうえ他のブロックから航空部隊の参加を要請する等、航空部隊の訓練参加体制の調整を行うこと。
- (6) 訓練の実施、特にブラインド型訓練及び夜間訓練の実施に際しては、安全管理に留意すること。また、参集訓練及び帰署途上においては、適宜休憩を取るなど隊員の疲労軽減を図り、事故防止に努めること。

3 平成24年度における地域ブロック合同訓練の開催予定

ブロック	開催日	開催地	訓練実施場所（予定）	参加都道府県
北海道東北 ブロック	10月23日(火)	宮城県 利府町	〔図上訓練のみ実施〕 グランディ21	北海道・青森県 岩手県・宮城県 秋田県・山形県 福島県・新潟県
関東 ブロック	11月29日(木) ～30日(金)	埼玉県 新座市	〔部隊運用・野営訓練〕 陸上自衛隊朝霞訓練場	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・山梨県 長野県・静岡県
中部 ブロック	11月9日(金) ～10日(土)	福井県 坂井市	〔部隊運用訓練〕 テクノポート福井 〔野営訓練〕 テクノポート福井総合公園	富山県・石川県 福井県・岐阜県 静岡県・愛知県 三重県
近畿 ブロック	10月27日(土) ～28日(日)	兵庫県 神戸市	〔部隊運用・野営訓練〕 神戸空港島他	福井県・三重県 滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県 奈良県・和歌山 県・徳島県
中国・四国 ブロック	11月1日(木) ～2日(金)	山口県 山口市	〔部隊運用・野営訓練〕 きらら浜	鳥取県・島根県 広島県・岡山県 山口県・徳島県 香川県・愛媛県 高知県
九州 ブロック	11月17日(土) ～18日(日)	熊本県 八代市	〔部隊運用・野営訓練〕 球磨川河川敷公園	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県・沖縄県